

油濁基金だより

発行 財団法人漁場油濁被害救済基金

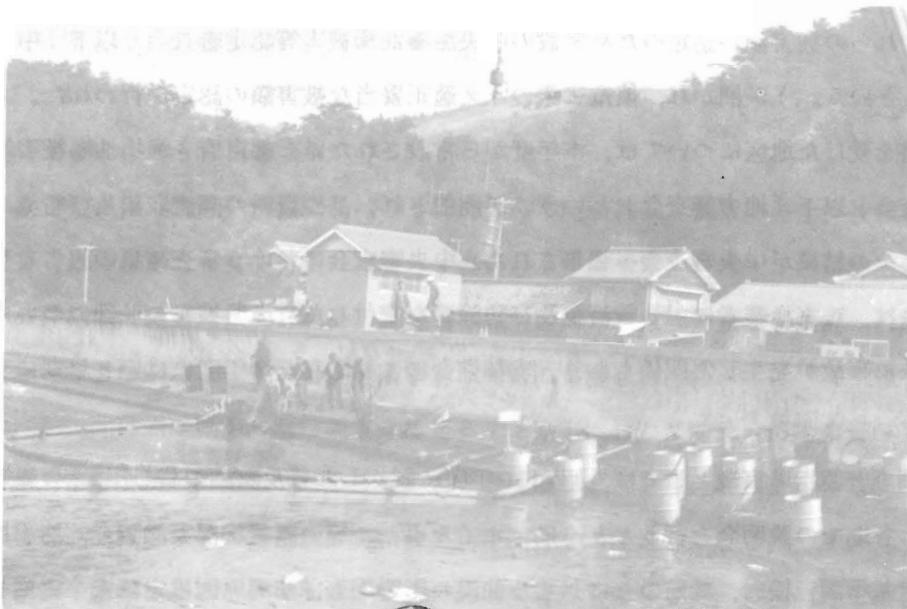
No. 8

東京都千代田区内神田2丁目2番1号

〒101 鎌倉河岸ビル6階

TEL. (代) 254-7033

53. 7 発行



もくじ

I 昭和52年度事業報告概要	2
II 中央審査会の動き	5
III 地方審査会の動き	10
IV 評議員の一部変更	12
V 労務費及び漁船用船費の改訂	12
VI 昭和52年度漁場油濁被害発生図	13
VII 昭和52年度漁場油濁被害発生状況	14

I 昭和52年度事業報告概要

昭和52年度当基金の救済対象となった原因者不明の漁場油濁被害件数は69件で、昨年度の件数67件を若干上回った。

内訳は漁業被害のみのもの4件、漁業被害と防除・清掃が併発したもの10件、防除清掃のみのもの55件である。

本年度も例年同様秋期オイルボール、冬期の養殖のりの被害の発生が多くみられたが、オイルボールについては南西諸島等、島嶼への恒常的漂着、油濁による漁業被害についてはまき網等沖合漁業、あらめ・かじめ等海藻類への被害が特徴的であった。

これらの被害額の認定のため常設の中央漁場油濁被害等認定審査会（以下「中央審査会」という。）が開かれ、慎重審議のうえ適正妥当な被害額の認定が行われた。大きな被害を受けた地区については、本年度から常設された県（都道府）漁場油濁被害等認定審査会（以下「地方審査会」という。）が開催され、基礎資料の調査収集及び審議が行われ、その結果が中央審査会へ報告された。中央審査会における審査結果の報告を受けた基金は、被害漁業者に対し救済金及び防除費を交付した。漁業被害の一部については年度末に事故が発生した関係もあり、支払備金により昭和53年度にはいり早期に支払われた。

調査啓蒙指導事業としては、昭和50年度に製作した普及映画の貸し出し、会報等の発行、各地での説明会を行うとともに、オイルボール等の漂着状況実態調査、油濁被害額認定基準調査検討、養殖のりに対する油濁の影響調査、油濁原因推定調査を実施し、その調査結果を関係方面に配布し啓蒙普及に努めた。

1. 漁場油濁による漁業被害救済事業

昭和52年5月三重県志摩地区の沿岸に柔いオイルボールが漂着し、漂着あらめ、かじめ等に被害をもたらした。9月沖縄県与那城地区に流出油が流れ、敷設中のまき網等小型定置網の休漁を余儀なくし、12月には浦賀水道にて操業中のまき網漁業の網の中に油が混入し、2月には東京都八丈島の海岸に流出油が打寄せ、折から盛漁期を迎えた岩のりに壊滅的被害を与えた。さらに3月には漂流油が東京都鳥島沖合にて操業中のと

びうお刺網及び日向灘沖合にて操業中のかつお・きはだ曳繩漁業の漁具を汚染した。

以上のほか、本年度も1月以降3月までののり養殖業の期間、千葉県木更津地区を始めとして香川県志度湾地区、広島県吉名地区及び福山市地区、愛媛県津倉地区、大分県国東町地区、愛知県常滑地区、兵庫県神戸市地区と毎月被害が続発した。漁業被害中ののり養殖業の発生件数が占める率は57%，と相变らず高い。

これらの地区のうち沖縄県、広島県、千葉県、愛知県、東京都（53年4月開催）においては、~~審査会~~がそれぞれ開催され、被害認定に必要な基礎資料の調査収集、検討が進められ、その結果が中央審査会へ報告された。

以上の漁業被害に関する救済金の認定被害総額は73,550,638円となり、被害漁業者に対しそのうち26,096,329円を交付、年度末発生等の47,454,309円については53年5月15日支払備金により交付した。

2. 漁場油濁の防除・清掃事業

本年度認定された防除・清掃事業は65件で、昨年度の件数と同数の発生件数となった。月平均5.4件とその発生件数は相变らず多い。本年度もオイルボールの常時漂着地帯である沖縄県沖縄諸島、先島諸島、鹿児島県薩南諸島、東京都伊豆七島地区へのオイルボールの漂着は依然として多く、清掃事業が頻繁に実施された。

このほか、北は岩手県から南は熊本県に至る17県下において防除・清掃事業が実施されたが、本年度新たに発生した鳥取県、大分県及び熊本県を加えると、基金発足以来全国39都道府県中28の都道県に防除費が認定交付されることになる。

これら油の態様をみると、オイルボールの海浜漂着のもの39件、液状油のもの26件があげられ、オイルボールの漂着に伴うものが60%と多い。

防除・清掃事業の年度区分は、暦年（昭和52年1月1日から同年12月末日までの発生の事故）とされているので、認定防除費の交付は12月26日発生の沖縄県渡名喜地区の事故までが対象になり、認定防除費総額104,515,116円を被害漁業者に対し交付した。

[参考]

漁場油濁被害発生件数月例一覧表

月 区 別 分	5	2	·	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	53	·	1	2	3	計	
	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	期	間	件	数		
漁業被害	1	2	3	①	—	1	—	—	—	1	—	1	3	1	2	5	52/1~52/12 52/4~53/3	12 14				
防除清掃	7	8	8	—	3	5	5	3	3	3	15	13	4	4	4	7	52/1~52/12 52/4~53/3	73 65				
計	8 (1)	10 (2)	11 (3)	—	4 (1)	5	5	3	4 (1)	3	16 (1)	16 (3)	5 (1)	6	12 (3)	52/1~52/12 52/4~53/3	85(12) 79(10)					

- (注) 1. ○内の数字は被害額が少額のため救済の対象にならなかったもの(内数)。
 2. ()内の数字は漁業被害と防除清掃との重複(併発)のもの。

3. 漁場油濁防止に関する調査啓蒙指導事業

(1) オイルボール等の漂着状況実態調査

昨年度に引き続き海上保安庁で発表された「廃油ボール汚染の実態について」記載の全国27定点地区及びその地区以外のオイルボール等漂着予想地区におけるオイルボール等の漂着状況を明らかにするべく、関係都道府県漁業協同組合連合会を通じ調査を実施した。

調査と同時に漂着しているオイルボール等を発見し放置すれば再流出して漁業被害を生ぜしめる恐れのあるものについては、関係漁協において防除・清掃を実施した。

(2) 油濁被害額認定基準の調査検討

当基金の定める認定基準の精度をより高め公正妥当な被害額の認定ができるよう、昨年度行った油濁被害補償額算定事例調査に引き続き、その実績をふまえて基準改訂に資することを目的とした調査検討を行った。

調査は学識経験者からなる調査検討委員会を組織し、認定基準の各項目別に分担を定め調査・分析・考察を進め認定基準の問題点とその改訂の方向づけを行った。

(3) 養殖のりに対する油濁の影響調査

漁業被害の大宗を占める養殖のりに関し、その生育段階における油濁の影響を明らかにし、被害額の認定と関係漁業者の漁場油濁被害の防止に資するため、既往の文献・実験事例等を調査収集し内容の整理検討を行った。

この調査は昨年度末学識経験者からなる調査検討委員会を設け本年度にかけ鋭意調査検討していたもので、今後も主要水産生物について継続的に同様の調査を行ってゆく予定である。

(4) 油濁の原因推定の調査

油濁の発生原因を推定するため基金では油濁発生時の現地調査に当り、極力気象海象の把握、立地状況の調査等情報の収集に努めるとともに、油のサンプリングを行い民間試験研究機関に委託し、その性状分析並びに排出源の調査を行った。

その結果、可能性の高い油種の推定はできたものの、試料の大部分が船舶起源によるものか或いは陸上起源によるものか不明であった。

このため試料採取要領、周辺の状況把握等、手法の改善に努める必要があり、本年度の調査実績をふまえ今後も引き続き調査を継続してゆく予定である。

(5) 公報普及活動について

ア. 昭和51年度水産庁委託により作成した映画“かけがえのない海”<油汚染と生物>を関係方面へ貸し出し、油濁問題に関する啓蒙普及に努めた。

イ. 当基金の業務の動きを記した定期刊行物「油濁基金だより」を3回に亘り作成し、関係方面へ配布した。内容の一部に新制度下漁場油濁被害発生報告書等被害救済申請関係書類の様式を一部改正したことに伴い、改めて様式記入例を掲載し全国漁協へ直送し、申請事務の円滑化に努めた。

ウ. 油濁被害救済事務の徹底を図るため、全国各地において漁協等を対象に説明会を行った。また、水産庁の行う各都道府県対象の公害担当者ブロック会議に出席し、油濁被害対策に係る意見の聴取及び協力方の依頼を行った。

II 中央審査会の動き

1. 昭和52年度第8回中央審査会

昭和53年3月27日、第8回中央審査会が開催された。

今回は、年度末のため事業費を確定する会計処理上の都合により、岩手県種市町地区及び愛知県篠島地区の防除清掃事業2件についてのみ審査認定が行われた。

このうち、種市町地区は、八木漁港内に発生した油濁で、その発生原因者は不明であるが、油の流出源は岩壁の裏側の地下に滞留していた油が流出したものであった。審議検討の結果、港の管理責任者の責任の範囲と基金による被害救済との関係について、今後行政庁の見解等を含め検討を深めることとし、別表（その1）のとおり認定された。

2. 昭和53年度第1回中央審査会

昭和53年5月2日、本年度第1回の中央審議会が開催され、宮崎県日南市地区等12件の漁場油濁被害額の審査認定が行なわれた。

今回、上程された案件は防除清掃を伴う漁業被害3件、漁業被害のみのもの4件、防除清掃のみのもの5件である。漁業被害7件のうち4件は愛知県常滑地区、兵庫県神戸市地区、大分県国東町地区及び広島県福山市地区ののり養殖業の被害で、との3件は東京都八丈島の岩のりの被害と東京都鳥島沖合で操業中のとびうお刺網及び宮崎県日向灘沖合にて操業中のかつお、きはだ曳縄漁業の漁具汚染被害である。とくに、八丈島における被害は、折から盛漁期を迎えた岩のり漁場に流出油が大量に打寄せたため壊滅的な被害を与えた。

以上の案件のうち、東京都及び愛知県においては地方審査会が開催され、その調査、検討を経て上程されたものであるが、審議検討の結果、つぎのような指摘と質疑応答が交されたあと別表（その2）のとおり認定された。

- (1) 防除清掃については、漁船用船費、運搬車の賃借について半日、一日の区別を明記すること。
- (2) 大分県国東町地区ののり養殖被害については①通報の迅速化②被害期間中における副業の有無。
- (3) 愛知県常滑地区ののり養殖被害については、乾のりにする以前に汚染のりを除去することができないか。
- (4) 兵庫県神戸市地区については、付近の廃油処理工場等から原因者の究明ができないか。
- (5) 東京都八丈島の岩のり被害については①本年度作柄係数中の販売手数料引き下げに

係る割戻率は考慮しない②悉皆調査における数量、単価の確認の方法。

3. 昭和53年度第2回中央審査会

昭和53年6月6日、第2回中央審査会が開催された。

今回は、オイルボールの漂着状況の現地視察を兼ねて東京都の伊豆大島で行なわれた。

上程された案件は東京都八丈島地区等5件の防除清掃事業についてのみであり、審議検討の結果別表（その3）のとおり認定された。審議の過程において、防除清掃作業の全般的な問題として、作業中における傷害の保障問題について、当基金との法律的な係わり合いについて今後煮詰めていく必要がある旨の提起があり、今後の課題とされた。

漁場油濁被害状況

[その1] 昭和52年度第8回中央審査会工程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請 請 漁業被害 円	請 防除清掃 円	認 漁業被害 円	定 防除清掃 円	備 考
岩手県 種市町地区	52. 12. 26	不明	種市町八木漁港	八木漁協	防除清掃	—	826,100	—	826,100	
愛知県 篠島地区	53. 2. 18	"	知多郡南知多町 篠島港	篠島漁協	"	—	153,200	—	153,200	

[その2] 昭和53年度第1回中央審査会工程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請 請 漁業被害 円	請 防除清掃 円	認 漁業被害 円	定 防除清掃 円	備 考
宮崎県 日南市地区	53. 1. 2	船舶	小自井海岸	鶴戸漁協	防除清掃	—	115,400	—	115,400	
大分県 国見町地区	53. 2. 3	不明	国東半島北東部 国見町漁協地先	国見町漁協	"	—	194,710	—	194,710	
東京都 伊豆七島地区	53. 2. 7	"	八丈島 三根大賀郷海岸	八丈島漁協 三根漁協	岩のりの被害	39,864,735	—	36,772,000	—	
大分県 国東町地区	53. 2. 13	"	東国東郡国東町 富来漁協地先	富来漁協	のり養殖業の被害	1,131,031	—	1,131,031	—	
鹿児島県 奄美大島地区	53. 3. 7	"	小湊、崎原海岸 名瀬東側	名瀬漁協	防除清掃	—	365,380	—	365,380	
愛知県 常滑地区	53. 3. 8	"	鬼崎漁協地先 のり漁場	鬼崎漁協	のり養殖業の被害	3,061,313	512,600	2,978,305	512,600	重複労務費分 の控除

東京都 伊豆七島地区	53. 3. 8	不明	鳥島周辺漁場	三根漁協	とびうお刺繩漁業 の被害	1,078,740	—	1,078,740	—
愛知県 野間地区	53. 3. 15	"	野間漁協地先 のり漁場	野間漁協	防除清掃	—	292,400	—	292,400
愛知県 児島 奄美大島地区	53. 3. 15	"	瀬戸内 海岸一帯	瀬戸内漁協	"	—	478,320	—	478,320
広島県 福山市地区	53. 3. 23	"	鞆の浦漁協地先	鞆の浦漁協	のり養殖業の被害	525,434	184,200	525,434	184,200
兵庫県 神戸市地区	53. 3. 27	"	のり漁場区第1	神戸市漁協	"	3,254,106	1,611,650	3,254,106	1,611,650
宮崎県 内海地区	53. 3. 28	"	青島戸崎沖 南東約30マイル	内海漁協 青島漁協	かつお、さば 曳繩漁業の被害	843,924	—	843,924	—

〔その3〕 昭和53年度第2回中央審査会 上程分

県・地区名	発生年月日	推定原因	発生場所	関係漁協	主な被害内容	申請 請認			備考
						漁業被害	防除清掃	漁業被害	
東京都 伊豆七島地区	53. 2. 8	不明	八丈島 横間ヶ浦地区	八丈島漁協	防除清掃	—	1,845,210	—	1,845,210
東京都 伊豆七島地区	53. 3. 28	"	三宅島全城	三宅島漁協	"	—	2,673,070	—	2,673,070
沖縄県 宮古島地区	53. 4. 15	"	池間島 東北海岸一帯	池間島漁協	"	—	1,824,420	—	1,824,420
和歌山県 有田市地区	53. 4. 20	"	箕島漁協地先	箕島町漁協	"	—	438,640	—	438,640
沖縄県 糸満地区	53. 4. 25	"	糸満市南部海岸	糸満漁協	"	—	910,479	—	910,479

III 地方審査会の動き

都道府県漁場油濁被害等認定審査会（地方審査会）は、昭和52年度において、18県に設置し、沖縄県、広島県、鹿児島県、千葉県で審査会を開催したことは、前号でお知らせしたが、昭和53年度になり新たに東京都、大分県に漁場油濁被害が発生したため地方審査会が設置され、別掲のとおり審査委員の委嘱がなされた。

また、すでに設置されている愛知県で3月末、高知県では6月より審査会が開催され、
それぞれ漁業被害額、防除清掃費の^{認定}に必要な基礎資料の調査収集検討がなされ中央
審査会に報告された。

(1) 愛知県漁場油濁被害等認定審査会

昭和53年3月30日 開催

（審査内容）昭和53年3月8日常滑市鬼崎漁協地先のり漁場に流出油が流入し、
のり養殖業に被害を与えた事故の漁業被害額及び防除清掃費の検討。

(2) 東京都漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和53年4月10日

第2回 昭和53年4月17日

（審査内容）昭和53年2月7日八丈島の海岸に油が漂着し、岩のりが全滅した
事故及び3月8日鳥島周辺のトビウオ流刺網漁場でオイルボールが
刺網に付着し被害を与えた事故の漁業被害額の検討。

(3) 大分県漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和53年6月13日

第2回 昭和53年7月24日

（審査内容）昭和53年4月18日南海部郡蒲江町地先海面のモジャコ生簀に軽油
ようの油が流入し、蓄養中のモジャコがつい死した事故の漁業被害
額の検討（継続中）

(4) 高知県漁場油濁被害等認定審査会

第1回 昭和53年6月26日

第2回 昭和53年7月17日

(審査内容) 昭和53年6月13日より、土佐湾ほぼ全域に大量のオイルボール
が漂流し、一部漂着した事故の防除清掃費の検討

東京都漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

区分	氏 名			所 属 役 职 名	
水産	吉	田	酉	男	都漁連副会長
"	坂	井	文	次郎	都信漁連副会長
"	百	束	武	雄	都漁業共済組合専務
"	西	坂	忠	雄	都漁船保険組合長
中立	塩	屋	照	雄	都農林緑政部水産課長
"	小	堀	伸	治	都水産試験場長
"	竹	田		滋	都公害局規制部水質課長
"	渡	部		勇	都商工会議所連合会常務
拠出	郷		良	太郎	都商工会議所連合会議員
"	笹	野	好	男	全国石油商業組合連合会会长

大分県漁場油濁被害等認定審査会委員名簿

区分	氏 名			所 属 役 职 名	
水産	安	藤	治	人	県漁連会長
"	小	戸	利	夫	県信漁連会長
"	藤	原	性	次	県漁業共済組合長
"	稻	田	實		県指導漁協連会長
中立	古	田		豊	県林業水産部次長
"	稻	富		博	県林業水産部漁政課長
"	山	内	正	一	県水産試験場長
"	藤	井	康	長	県環境保健部公害規制課長
"	菊		一	夫	県商工会議所連合会専務
拠出	木	村	繁	文	昭和電工(株)大分事務所長
"	清	原	康	昭	九州石油(株)大分製油所副所長

IV 評議員の一部変更

昭和53年5月24日開催の本年度第1回理事会において、評議員の一部が次のとおり変更された。

(新)

井 上 昭 和
(福岡県水産林務部次長)

(旧)

山 浦 邦 一
(福岡県商工水産部水産局長)

事由：福岡県内の人事移動による変更。

V 労務費及び漁船用船費の改訂

防除・清掃事業に要する経費中の作業費のうち、労務費及び漁船用船費の支弁額が昭和53年4月1日から次のように改められた。*

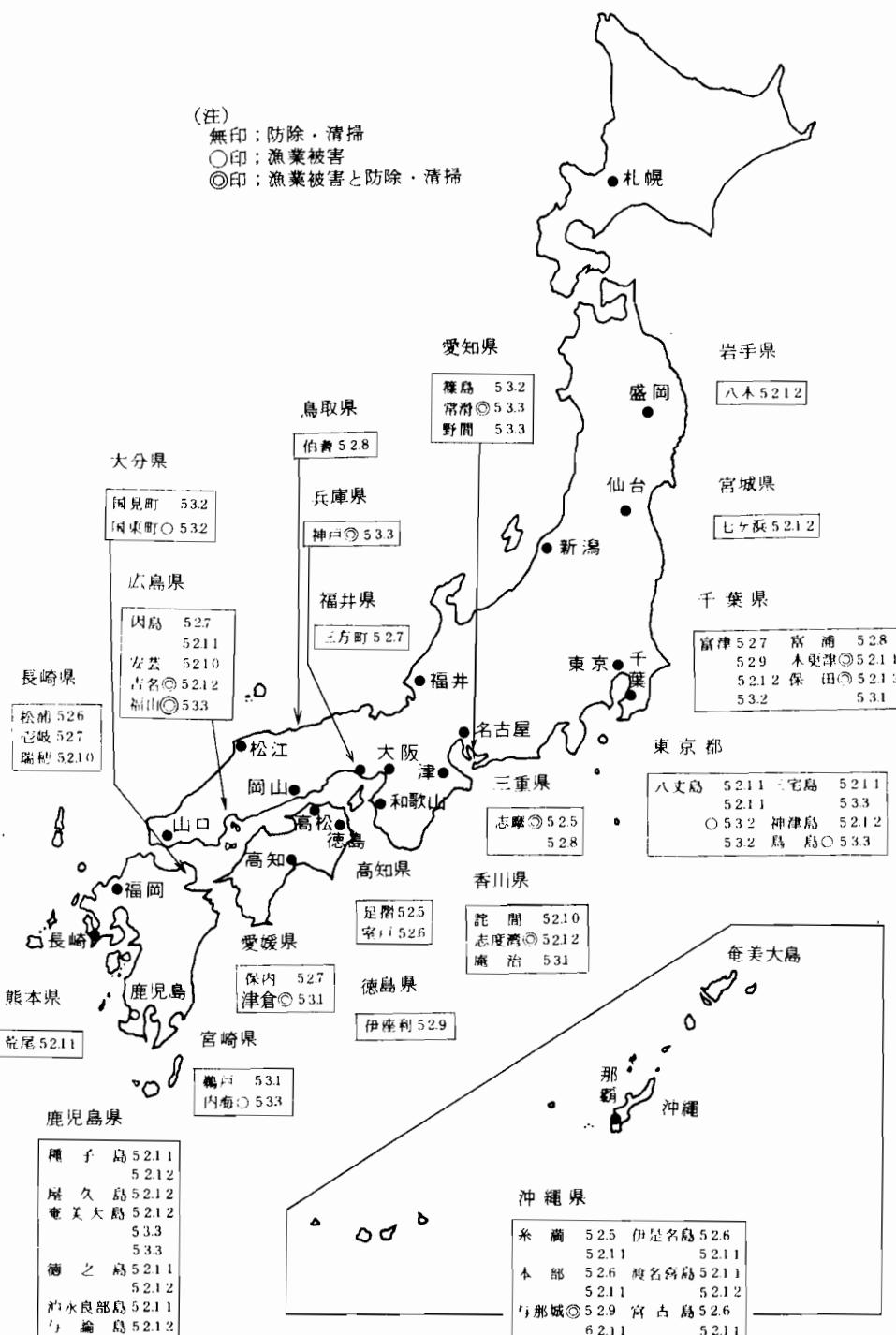
1. 労務費(1時間当り)

	新	旧
男	630 円	600 円
女	470 円	450 円

2. 漁船用船費(1日当り)

	新	旧
1t 以上船	16,000円	14,000円
1t 未満船	9,000円	7,000円

VI 52年度漁場油濁被害発生図(52.4.1~53.3.31)



VII 昭和 52 年度漁場油濁被害発生状況

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
1	沖縄県 糸満地区	52. 5. 26	糸満市南部海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、ヒトエグサ漁業に被害の恐れがあり清掃した。
2	三重県 志摩地区	52. 5. 30 6. 3 6. 12	石鏡～ 布施田海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、アラメ、カジメに一部被害を与え、清掃した。
3	高知県 足摺地区	52. 5. 31	窪津～以布利、 田野浦～入野海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、定置網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
4	沖縄県 本部地区	52. 6. 3	本部町字新里	オイルボールが海岸一帯に漂着、刺網、もしく漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
5	沖縄県 宮古島地区	52. 6. 6	宮古島北岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、小型定置網漁業等に被害の恐れがあり清掃した。
6	長崎県 松浦地区	52. 6. 18	松浦漁協地先 調川港	廃油が漂着し、磯建網漁業等に被害の恐れがあり防除した。
7	高知県 室戸地区	52. 6. 23	高岡漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、定置網に被害の恐れがあり清掃した。
8	沖縄県 伊是名地区	52. 6. 27	屋那霸島 伊是名本島 具志川島	オイルボールが海岸一帯に漂着、貝類やウニに被害の恐れがあり清掃した。
9	愛媛県 保内地区	52. 7. 7	磯津漁協地先	オイルボールが海岸に漂着、漁船の上げ下し、網干しに支障があり清掃した。
10	長崎県 壱岐地区	52. 7. 24	郷ノ浦町 原島沖合	海上にオイルボールが漂着し、小型定置網、アワビ、ザザエ等に被害の恐れがあり清掃した。
11	福井県 三方町地区	52. 7. 22	世久見漁協地先	海岸にタール状の廃油が漂着、小割いけす、定置網に被害の恐れがあり清掃した。

関係漁協名	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
糸満	—	—	3686282	3586282	3686282	3586282
神島, 石鏡, 国崎 相差, 安乘, 国府 甲賀, 志島, 船名 船越, 片田, 布施田	910,974	910,974	4,913,937	4,913,937	5,824,911	5,824,911
入野, 田野浦 以布利, 窪津	—	—	228,6530	228,6530	228,6530	228,6530
本部	—	—	1,236,000	1,236,000	1,236,000	1,236,000
平良市	—	—	2,172,400	2,172,400	2,172,400	2,172,400
松浦	—	—	116,000	116,000	116,000	116,000
高岡	—	—	600,250	600,250	600,250	600,250
伊是名	—	—	1,333,560	1,326,560	1,333,560	1,326,560
磯津	—	—	104,100	104,100	104,100	104,100
郷ノ浦町	—	—	522,515	522,515	522,515	522,515
世久見	—	—	297,350	297,350	297,350	297,350

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
12	千葉県 富津地区	52. 7. 25	富津市下州 漁協地区海岸	廃油が海岸に漂着、漁船のあげおろし、地曳網に被害の恐れがあり清掃した。
13	広島県 因島地区	52. 7. 26	因島沖	廃油がのり漁場に漂流し、一部海岸に漂着、被害の恐れがあり防除・清掃した。
14	千葉県 富浦地区	52. 8. 5	富浦漁協地先 南無谷海岸	オイルボールが海岸に漂着、漁船の引き、おろし、ハマチいけすに被害の恐れがあり清掃した。
15	鳥取県 伯耆地区	52. 8. 18	大栄町・北条町 羽合町海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁船のあげおろし、地曳網に被害の恐れがあり清掃した。
16	三重県 志摩地区	52. 8. 24 26	相差、石鏡、 漁協地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、採貝、採藻の浜作業に支障があり清掃した。
17	沖縄県 与那城地区	52. 9. 2	勝連半島東側	流出油が漁場に漂着、小型定置網漁業等に被害を与えた。
18	千葉県 富津地区	52. 9. 9	富津市大貫海岸	廃油らしき油が海岸に漂着、流し網、のりの種付に被害の恐れがあり清掃した。
19	徳島県 伊座利地区	52. 9. 12	海部郡由岐町 伊座利浜	オイルボールが海岸に漂着、漁船のあげおろしに支障があり清掃した。
20	長崎県 瑞穂地区	52. 10. 13	瑞穂町沖	廃油がのり漁場に流入し、被害の恐れがあり清掃した。
21	広島県 安芸地区	52. 10. 24	音戸町早瀬漁港	廃油が港内に流入し、漁船、岸壁を汚染したので清掃した。
22	香川県 詫間地区	52. 10. 26	詫間町 大浜漁協地先	廃油状の油がのり漁場に漂流し、被害の恐れがあり清掃した。
23	広島県 因島地区	52. 11. 12	因島市 大浜海岸地先	廃油らしき油帶がのり漁場に流入し、被害の恐れがあり清掃した。

関係漁協名	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
下州	—	—	910990	910990	910990	910990
因島市	—	—	237820	220320	237820	220320
富浦町	—	—	379200	379200	379200	379200
弓浜・中部・米子市	—	—	673,413	673,413	673,413	673,413
石鏡・相差	—	—	729860	729860	729860	729860
与那城村	2,056,845	2,056,838	48,600	48,600	2,105,445	2,105,438
大佐和	—	—	913,000	913,000	913,000	913,000
伊座利	—	—	42,400	40,800	42,400	40,800
瑞穂	—	—	163,800	163,800	163,800	163,800
早瀬	—	—	74,000	74,000	74,000	74,000
詫間・大浜・箱浦	—	—	575,790	575,790	575,790	575,790
因島市	—	—	900,80	879,80	900,80	879,80

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
24	沖縄県 渡名喜地区	52.11.15	渡名喜村地先 海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁船の あげおろし、海藻の天日干しに支障があり清掃した。
25	沖縄県 与那城地区	52.11.15	伊計島東海岸	オイルボール漂着、ウニ、モズクに被害 の恐れがあり清掃した。
26	沖縄県 糸満地区	52.11.16	糸満市南部海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、ヒトエ グサ漁業に被害の恐れがあり清掃した。
27	東京都 伊豆七島地区	52.11.17	八丈島 三根地先海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、岩のり等に被害の恐れがあり清掃した。
28	千葉県 木更津地区	52.11.20	木更津市 金田漁協地先	のり養殖漁場に漂流油が流入し被害を与えた。
29	東京都 伊豆七島地区	52.11.23	三宅島 島一円の海岸	オイルボールが海岸に漂着、岩のり、てんぐさに被害の恐れがあり清掃した。
30	東京都 伊豆七島地区	52.11.23	八丈島 大賀郷地先	"
31	沖縄県 宮古島地区	52.11.24 25	池間島一円 宮古島北側海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、エビ、貝類小型定置網等に被害の恐れがあり清掃した。
32	沖縄県 本部地区	52.11.25	具志賀・新里 備瀬海岸	北部海岸一帯にオイルボールが漂着、刺網、ヒトエグサ漁業に被害の恐れがあり清掃した。
33	沖縄県 伊是名地区	52.11.26	具志川海岸 伊平村海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、モズク、ヒトエグサ漁業に被害の恐れがあり清掃した。
34	鹿児島県 種子島地区	52.11.28 29	西之表市 南種子町地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、アオノリ、天草、貝類に被害の恐れがあり清掃した。
35	鹿児島県 徳之島地区	52.11.28	徳之島町地先 海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、漁船の揚げ降し、磯漁業に被害の恐れがあり清掃した。

関係漁協名	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
渡名喜村	—	—	1,379,000	1,379,000	1,379,000	1,379,000
与那城村	—	—	701,600	701,600	701,600	701,600
糸満	—	—	1,584,137	1,584,137	1,584,137	1,584,137
八丈島・三根	—	—	1,630,550	1,630,550	1,630,550	1,630,550
金田	2,809,853	2,771,453	239,500	239,500	3,049,353	3,010,953
三宅島	—	—	2,739,360	2,739,360	2,739,360	2,739,360
八丈島	—	—	1,191,680	1,191,680	1,191,680	1,191,680
平良市・池間	—	—	4,121,000	4,121,000	4,121,000	4,121,000
本部	—	—	3,029,200	3,029,200	3,029,200	3,029,200
伊是名	—	—	1,395,200	1,395,200	1,395,200	1,395,200
西之表市・南種子町	—	—	12,013,730	12,013,730	12,013,730	12,013,730
徳之島	—	—	1,673,780	1,673,780	1,673,780	1,673,780

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
36	熊本県・荒尾 (有明海)地区	52.11.29	荒尾市地先	流出油がのり漁場に流入、被害の恐れがあり清掃した。
37	鹿児島県 沖永良部島地区	52.11.30	沖永良部島 海岸一帯	オイルボールが藻類とともに海岸に漂着、漁船のあげおろしに支障があるので清掃した。
38	鹿児島県 与論島地区	52.12. 2	与論島一帯	オイルボールが海岸一帯に漂着、網干し漁船のあげおろし、アオサの生育に悪影響を及ぼすので清掃した。
39	鹿児島県 徳之島地区	52.12. 4	伊仙町地先海岸	"
40	広島県 吉名地区	52.12. 8	竹原市 吉名町地先	流出油がのり漁場に流入、被害を与えた。
41	宮城県 七ヶ浜地区	52.12. 8	七ヶ浜町地先	流出油がのり漁場に流入、被害を与える恐れがあり清掃した。
42	鹿児島県 屋久島地区	52.12. 10 15	屋久町・上屋久 町地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、海草干場、定置網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
43	千葉県 富津地区	52.12. 11	富津地先	流出油がのり漁場に流入する恐れがあり防除した。
44	千葉県 保田地区	52.12. 15	浦賀水道口 南側(金田湾)	流出油がまき網漁場へ流入し、被害を与えた。
45	鹿児島県 奄美大島地区	52.12. 17 22	竜郷町、 宇検村地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、アオノリ、定置網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
46	鹿児島県 種子島地区	52.12. 18	中種子町地先	オイルボールが海岸一帯に漂着、トコブシ、磯建網漁業に被害の恐れがあり清掃した。
47	東京都 伊豆七島地区	52.12. 19	神津島前浜海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、いせえび刺網等に被害の恐れがあり清掃した。

関係漁協名	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
荒尾	—	—	193,500	193,500	193,500	193,500
沖永良部島	—	—	1,487,335	1,487,335	1,487,335	1,487,335
与論町	—	—	497,2180	493,5730	497,2180	493,5730
伊仙町	—	—	215,000	215,000	215,000	215,000
竹原市・安芸津	8,497,351	8,447,451	1,519,175	1,519,175	10,016,526	9,966,626
代ヶ崎浜	—	—	176,030	176,030	176,030	176,030
屋久町・ 上屋久町	—	—	3,657,530	3,652,480	3,657,530	3,652,480
全富津・新富津	—	—	306,800	306,800	306,800	306,800
鋸南町保田 館山船形	964,3123	964,3123	28,800	28,800	967,1923	967,1923
童郷町・宇椙村	—	—	2,073,300	2,073,300	2,073,300	2,073,300
中種子町	—	—	1,675,905	1,675,905	1,675,905	1,675,905
神津島	—	—	989,850	989,850	989,850	989,850

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
48	香川県 志度湾地区	52. 12. 23	牟礼漁協地先	ポール状の流出油がのり漁場に流入、被害を与えた。
49	岩手県 種市町地区	52. 12. 26	種市町八木漁港	漁港内に油が漏出、漁業被害の恐れがあり防除清掃した。
50	沖縄県 渡名喜地区	52. 12. 26	渡名喜村漁協 海岸一帯	オイルボールが海岸一帯に漂着、刺網、ヒトエグサ、モズクに被害を及ぼす恐れがあり清掃した。
51	香川県 庵治地区	53. 1. 1	庵治漁港	漁港内に流出油を発見、漁業被害の恐れがあり防除した。
52	宮崎県 日南市地区	53. 1. 2	小目井海岸	オイルボールが海岸一帯に漂着、小型定置等に被害の恐れがあり清掃した。
53	愛媛県 津倉地区	53. 1. 28	津倉沖	漂流油帶がのり漁場に流入被害を与えた。
54	千葉県 保田地区	53. 1. 30	保田沖	油帶が定置網漁場に流入の恐れがあり、防除した。
55	大分県 国見町地区	53. 2. 3	国東半島北東部、 国見町漁協地先 海岸	重油と思われる油が海岸及びのり、ワカメ養殖施設に漂着、被害の恐れがあり清掃した。
56	千葉県 富津地区	53. 2. 5	富津沖	流出油がのり漁場に流入、被害の恐れがあり防除した。
57	東京都 伊豆七島地区	53. 2. 7	八丈島 三根大賀郷海岸	廃油が海岸に漂着、岩のりに被害を与えた。
58	東京都 伊豆七島地区	53. 2. 8	八丈島 横間ヶ浦地区	液状の廃油がゴミと共に漂着、岩のりの発育に支障があるので清掃した。
59	愛知県 篠島地区	53. 2. 17	知多郡南知多町 篠島港	港内に廃油が侵入、岸壁等を汚染し清掃した。

開 係 漁 協 名	漁 業 被 害		防 除・清 掃		合 計	
	申 請	認 定	申 請	認 定	申 請	認 定
牟 礼	646800	625642	327,345	327,345	974145	952987
八 木	-	-	826,100	826,100	826,100	826,100
渡名喜村	-	-	3397050	3397050	3397050	3397050
庵 治	-	-	753,750	718,750	753,750	718,750
鵜 戸	-	-	115,400	115,400	115,400	115,400
津 倉	2531417	2511617	575580	575580	3106997	3087197
鋸南町保田	-	-	170,300	156,300	170300	156300
国見町	-	-	194710	194710	194710	194710
全富津	-	-	66,400	66,400	66,400	66,400
三根・八丈島	39864735	36772000	-	-	39864735	36772000
八丈島	-	-	1845210	1845210	1845210	1845210
篠 島	-	-	153200	153200	153200	153200

No	県・地区名	発生年月日	発生場所	被　害　状　況
60	大分県 国東地区	53. 2. 18	東国東郡国東町 富来漁協地先	油がのり漁場に流入、被害を与えた。
61	鹿児島県 名瀬地区	53. 3. 7	小湊、崎原海岸 名瀬東側	海岸に多数のオイルボールが漂着、青のり、敷網、定置網に被害を与える恐れがあり清掃した。
62	愛知県 常滑地区	53. 3. 8	鬼崎漁協地先 のり漁場	油がのり漁場に流入、被害を与えた。
63	東京都 伊豆七島地区	53. 3. 8	鳥島周辺漁場	オイルボールがトビウオ流刺網漁業の刺網に付着、被害を与えた。
64	愛知県 野間地区	53. 3. 15	野間漁協地先 のり漁場	廃油が砂浜に漂着、のり漁業に被害を与える恐れがあり清掃した。
65	鹿児島県 奄美大島地区	53. 3. 15	瀬戸内町 海岸一帯	オイルボールが海岸に漂着、小型定置、むろ建網等に被害を及ぼす恐れがあり清掃した。
66	広島県 福山市地区	53. 3. 23	鞆の浦漁協地先	油がのり漁場に流入し被害を与えた。
67	兵庫県 神戸市地区	53. 3. 27	のり漁場区第1	油がのり漁場に流入し被害を与えた。
68	東京都 伊豆七島地区	53. 3. 28	三宅島全城	オイルボールが海岸に漂着、天草寄草漁業に被害の恐れがあり清掃した。
69	宮崎県 内海地区	53. 3. 28	青島、戸崎沖 南東約30マイル	オイルボールがカツオ、キハダ曳縄の漁具に付着、被害を与えた。
	合　　計			

関係漁協名	漁業被害		防除・清掃		合計	
	申請	認定	申請	認定	申請	認定
富来	1131031	1131031	—	—	1131031	1131031
名瀬	—	—	365,380	365,380	365,380	365,380
鬼崎	3,061,313	2,978,305	512,600	512,600	357,3913	3,490,905
三根	1,078,740	1,078,740	—	—	1,078,740	1,078,740
野間	—	—	292,400	292,400	292,400	292,400
瀬戸内	—	—	478,320	478,320	478,320	478,320
鞆の浦	525,434	525,434	184,200	184,200	70,9634	70,9634
神戸市	3,254,106	3,254,106	1,611,650	1,611,650	486,5756	486,5756
三宅島	—	—	2,673,070	2,673,070	2,673,070	2,673,070
内海・青島	84,3924	84,3924	—	—	84,3924	84,3924
	768,55646	735,50638	856,44684	854,25984	1,625,00330	15,897,6622